

福祉タクシー利用のしおり

令和 5 年 9 月 版

雲南市福祉タクシー利用料金助成事業の「助成対象者」に認定された方は、このしおりにある「利用の流れ」「ご利用上の注意」などをご確認のうえ、福祉タクシーを利用してください。

【利用の流れ】

1. タクシーを利用する

裏面の「利用券を使用できるタクシー事業者等一覧表」にあるタクシー事業者等で利用券をお使いいただけます。申し込む事業者を決めて利用の予約をしてください。

【注意!】

- ★ 利用する日が決まったら、早めに予約をしてください。利用日直前の連絡では、予約が取れないことがあります。
- ★ 利用する運行区間・運行距離により、タクシーメーター料金のほかに「回送料」が必要な場合があります。
- ★ タクシー事業者に介助者の同乗を依頼される場合は、別途「介助料」が必要になる場合があります。（介助料はタクシー券でお支払いできません）

2. タクシー券で支払う

タクシーを降りるときに料金を支払いますが、その際に「助成対象額」の範囲内で利用券（1枚500円分）を使用できます。

利用券は、1乗車につき何枚でもお使いいただけますが、乗車料金を超えない額面のものをお使いいただき、差額は現金でお支払いください。

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの場合は、「障害者割引」で料金が割引になる場合があります。手帳をお持ちの方は、運転者に手帳を提示してください。

利用券を使用できるタクシー事業者等一覧表

事業者名	所在地	車種	電話番号
(有)ハローサービス	雲南市	・兼用車	0854-45-3180
福祉タクシーかごや	雲南市	・兼用車	090-1936-5868
福祉タクシーきらり	雲南市	・兼用車	090-6435-2203
福祉タクシーのたけだ	雲南市	・兼用車	090-1013-4165
NPO法人彩	雲南市	・兼用車	0854-49-6121
(有)赤来交通	飯南町	・兼用車	0854-76-2065
日本交通(株)	松江市	・兼用車	0852-21-5127
(株)コスモス	松江市	・車いす対応車	0852-24-1516
せいきょう介護タクシー	松江市	・車いす対応車	0852-20-2021
介護タクシーいろは	松江市	・兼用車	0852-61-8318
出雲一畑交通(株)	出雲市	・車いす対応車 ・兼用車	0853-21-1144
(有)谷本ハイヤー	出雲市	・車いす対応車 ・兼用車 ・ストレッチャー対応車	0853-21-1051
活き活き介助福祉タクシー	出雲市	・車いす対応車	0853-31-7336
(株)チェリーサポート	出雲市	・兼用車	0853-23-3919
ケアタクシーそら	出雲市	・車いす対応車	080-3606-4560
介護・福祉タクシーいるか	出雲市	・兼用車	090-8061-9813
みどり介護タクシー	出雲市	・車いす対応車	080-6347-1482
合同会社たいしゃRe.	出雲市	・兼用車	0853-77-9394
福祉有償運送 (※)	NPO法人ほっと大東	雲南市 ・車いす対応車 ・兼用車	0854-43-8008
	NPO法人未来の華	雲南市 ・車いす対応車	0854-62-1880
	NPO法人彩	雲南市 ・車いす対応車	0854-49-6121

★「兼用車」は、車いす・ストレッチャー両方に対応する車両です。

★※の印がある事業者は、通常のタクシーと異なり、福祉有償運送制度に基づく運行です。利用するためには、事前に使用の申請を行い、審査・登録を受ける必要があります。また、運行できる区域や料金等がタクシー事業者とは異なります。

【お問い合わせ】 〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1

雲南市役所 健康福祉部 長寿障がい福祉課 電話：0854-40-1042

【ご利用上の注意】

1. 利用券の助成対象額

- 福祉タクシーを利用した際の、「タクシーメーター料金」「回送料」に対して利用券が使用できます。「介助料」は対象になりません。
- 車いす対応車両で「ストレッチャー対応車 用」の利用券は使用できません。
- ストレッチャー対応車両で「車いす対応車 用」の利用券は使用できます。
- 障害者割引がある場合は、割引後の料金に対し、利用券が使えます。
- 福祉有償運送の場合、運送料金に利用券が使えます。

2. タクシー券が利用できない場合

①次の社会福祉施設・介護保険施設に入所中の方は利用券が使用できません

施設の種類	施設例
障害者支援施設	・山楽園 等
養護老人ホーム	・宇寿荘 等
特別養護老人ホーム	・簸の上園、笑寿苑、さくら苑、梅里苑、みとやの郷、えがおの里 等
介護医療院	・宇賀の里つばさ（松江市） 等
老人保健施設	・ケアセンターきすき、平成苑 等

※ただし、短期入所（ショートステイ）の場合は利用できます。

②上記の施設を入退所する際に、施設が送迎を行う場合は利用券が使用できません。
ただし、入退所時に施設の送迎がない場合は利用できます。

3. タクシー券を紛失したとき

利用券は再発行いたしません。大切に保管してください。

4. タクシー券の利用できる方

利用券は認定を受けたご本人だけが利用できます。譲渡等はできません。

5. 状態が悪くなった場合

車いす車両用の利用券の発行を受けている方で、状態が悪化し、ストレッチャー車でなければ移動が出来なくなった場合は、「変更認定」の申請ができます。
該当になると、ストレッチャー車両の利用券を追加で発行します。

6. 次の場合は、利用券を返還してください。

- ①市外に転出した場合
- ②施設に入所するため、福祉タクシーの利用をしなくなる場合
- ③利用者がお亡くなりになった場合

7. その他

虚偽の申請や、タクシー券の使用に当たって、不正な行為があった場合には、未使用のタクシー券、及び、既にタクシー券により助成を受けた金額を直ちに雲南市へ返還していただきますのでご注意ください。

タクシーの予約の際は、次の5つを事業者へお伝えください。

① 雲南市民の利用であること

② 利用希望の日時

③ 利用区間（どこからどこまでの利用なのか。往復の希望など）

④ 利用希望の福祉タクシーの種類（車いす車／リクライニングいす車対応車／車いす・ストレッチャー兼用車／ストレッチャー対応車 等）

⑤ 利用される方の体調、部屋の位置などによって、介助者や車いすが必要な場合は、事業者ごとに対応が異なりますので、事前に相談してください。

